

前橋市監査委員公表第9号

前橋市長及び前橋市教育委員会教育長から財政援助団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年8月5日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年5月9日～6月24日

措置通知書提出日 令和4年7月25日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：前橋テクノフォーラム実行委員会】</p> <p>1 立替払の取扱いについて（要望事項）</p> <p>消耗品の購入等における大半の支払において、団体の委員が立替払を行い、後日精算している状況であった。</p> <p>当該団体の経理において立替払は必ずしも否定されるものではないが、補助金の財源は公金であり、その執行に当たっては、透明性や経済性の確保が求められることに留意する必要がある。このため、小口現金等の活用により立替払を極力抑制し、やむを得ず立替払を行う場合は、立替金額の上限や精算期限を明確にするなど、一定のルールのもとで立替払を行うことが望ましいものとする。</p> <p>これらのことを踏まえ、立替払の是非について検討するとともに、その検討結果を反映した取扱いを会計規程に定めるよう検討されたい。</p> <p>なお、クレジットカードによる支払を行っている経費もあるが、立替払同様、その支払の取扱いについても併せて検討されたい。</p>	<p>立替払の取扱いについては、現在の団体運営やむを得ないため、立替の上限金額や精算期限について、会計規程で定めることを決定した。</p> <p>クレジットカードの支払については、実行委員会の構成員の個人名義のカード決済は対象経費に含めないこととした。</p>

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年5月9日～6月24日

措置通知書提出日 令和4年7月25日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：にぎわい商業課】</p> <p>1 補助金交付要項の見直しについて(要望事項)</p> <p>富士見商工会運営補助金の実績報告書において、補助事業者から提出された収入支出決算書には補助金の充当先の記載があるが、交付要項の対象経費で、「その他交付目的と照らし合わせて適当と認められる経費」として補助金を充当しているものがあり、補助金の対象経費であるか不明確なものとなっていた。また、支出科目の設定や内訳の記載が不十分なものとなっており、補助金の執行を適正に確認できているか疑義が生じる状況であった。</p> <p>交付要項に、経常的な支出が見込まれる経費で補助対象と認められる経費について明記するとともに、補助事業者に対して、補助対象経費か否かの判断に資する実績報告書を作成するよう指導し、より適切な補助金交付事務となるよう努められたい。</p>	<p>補助金交付要項について、交付対象となる対象経費をより明確化するため、「その他交付目的と照らし合わせて適当と認められる経費」を削除し、具体的な支出科目にあらため、適正な補助金交付事務となるよう補助金交付要項を改善した。</p> <p>また、補助金実績報告書の作成について、支出内容や内訳の記載が不十分なものについては、補助金交付要項で対象外経費としている交際費、慶弔費、飲食費などが、対象経費に含まれていないことが確認できる資料を添付するよう指導を実施した。</p>

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年5月9日～6月24日

措置通知書提出日 令和4年7月14日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：前橋市青少年健全育成会連絡協議会】</p> <p>1 各地区への助成金に係る交付要項等の整備について（指摘事項）</p> <p>青少年健全育成会連絡協議会補助金は、19の地区青少年健全育成会への助成金に充当されているが、青少年健全育成会連絡協議会においては、各地区へ交付した助成金額よりも支出した対象経費が少ない場合の助成金の超過額に係る取扱いなどを定めた交付要項等を整備していなかった。</p> <p>このため、助成金が対象経費を超過した地区があったが、超過した助成金が返還されることなく、翌年度への繰越金となっていた。一方、助成金の使用がなかったため、全額返還している地区もあり、統一的な助成金の取扱いが行われているとは言い難い状況であった。</p> <p>ついては、助成金の補助対象経費や助成金が対象経費を超過した場合の取扱いなどを定めた交付要項等を整備し、統一的な取扱いのある助成金交付事務を行うよう改善されたい。</p> <p>2 各地区への超過交付した助成金及び助成金額の算定の取扱いについて（要望事項）</p> <p>助成金が対象経費を超過した地区青少年健全育成会があったが、青少年健全育成会連絡協議会では超過交付があった場合の助成金返還の取扱いを定めていないため、助成金が返還されることなく、地区の収入として翌年度に繰り越しされていた。</p> <p>また、各地区は、主に会費収入と協議会からの助成金で事業運営をしているが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止又は縮小が相次ぎ、毎年の助成金を大幅に超える繰越金が発生している地区などがある。助成金はあくまで事業運営費の一部を助成するものであるが、繰越金など自主財源が多額にある場合の助成金の算定や取扱い等は定められていない。</p> <p>各地区への助成金の財源は市からの補助</p>	<p>前橋市青少年健全育成会連絡協議会から各地区青少年健全育成会に対して助成金を交付するにあたり、超過額に係る取扱いなどを定め、統一的な助成金の取扱いが行われるように前橋市青少年健全育成会連絡協議会助成金交付要項を制定した。</p> <p>助成金が対象経費を超過していた地区青少年健全育成会に対して、超過交付分の金額の返還を求めることを決定した。</p> <p>助成対象経費を超過した助成金については、返還すること等を定めた前橋市青少年健全育成会連絡協議会助成金交付要項を制定した。</p> <p>また、繰越金など自主財源が多額にある場合には助成金請求を見送る等、留意するように通知を出し指導した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>金であることを踏まえ、助成対象経費を超過した助成金の取扱いと、繰越金などの自主財源が多額にある場合の助成金の算定や取扱い等について、市所管課とその対応を検討されたい。</p> <p>【監査対象所属：青少年課】</p> <p>1 補助金交付事務について（指摘事項）</p> <p>青少年健全育成会連絡協議会補助金は、19の地区青少年健全育成会への助成金に充当されているが、青少年健全育成会連絡協議会においては、各地区へ交付した助成金額よりも支出した対象経費が少ない場合の助成金の超過額に係る取扱いなどを定めた交付要項等を整備していなかった。</p> <p>このため、助成金が対象経費を超過した地区があったが、超過した助成金が返還されることなく、翌年度への繰越金となっていた。一方、助成金の使用がなかったため、全額返還している地区もあり、統一的な助成金の取扱いが行われているとは言い難い状況であった。</p> <p>については、同協議会に対して、助成金の補助対象経費の項目や助成金が対象経費を超過した場合の取扱いなどを定めた交付要項等を整備し、統一的な取扱いのある助成金交付事務を行うよう指導されたい。</p> <p>2 超過交付した助成金及び補助金額の算定の取扱いについて（要望事項）</p> <p>青少年健全育成会連絡協議会への補助金は、地区青少年健全育成会の助成金に充当されているが、対象経費を超過した助成金が交付された地区があった。しかし、同協議会では超過交付があった場合の助成金返還の取扱いを定めていないため、助成金が返還されることなく、地区の収入として翌年度へ繰り越しされていた。</p> <p>また、各地区は主に会費収入と協議会からの助成金で事業運営をしているが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止又は縮小が相次ぎ、毎年の助成金を大幅に超える繰越金が発生している地区などがあるが、繰越金など自主財源が多額にある場合の助成金の算定や取扱い等は定められていない。</p> <p>同協議会への市の補助金交付要項では、青</p>	<p>前橋市青少年健全育成会連絡協議会から各地区青少年健全育成会に対して助成金を交付するにあたり、超過額に係る取扱いなどを定め、統一的な助成金の取扱いが行われるように指導し、前橋市青少年健全育成会連絡協議会が助成金交付要項を制定した。</p> <p>助成金が対象経費を超過していた地区青少年健全育成会に対して、超過交付分の金額の返還を求めることを決定した。</p> <p>助成対象経費を超過した助成金については、返還すること等を定めた助成金交付要項を制定するよう指導し、前橋市青少年健全育成会連絡協議会が制定した。</p> <p>また、繰越金など自主財源が多額にある場合には助成金請求を見送る等、留意するように指導し、前橋市青少年健全育成会連絡協議会が各地区へ通知を出した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>少年健全育成活動事業として地区助成金を補助対象事業及び経費としていることから、協議会から地区への助成金交付は同要項に基づいたものであるが、このような地区の状況と本補助金の財源は公金であることを踏まえ、超過交付となった地区助成金の取扱いについて同協議会とその取扱いを検討するとともに、今後、同協議会への補助金額の算定に当たっては、適正な補助金額となるよう十分な精査を行われたい。</p>	